

(参考) 改正後の表

佐賀県財務規則に基づくかいの出納員となる者の指定

所管部等	かいの名称	出納員に指定する職
政策部	消防学校	総務課長
	首都圏事務所	課長
総務部	自治修習所	総務課長
	県税事務所	職員
地域交流部	佐賀空港事務所、博物館、名護屋城博物館、佐賀城本丸歴史館	総務課長
	九州陶磁文化館	企画総務課長
県民環境部	図書館	企画・情報課長
	環境センター	総務課長
健康福祉部	保健福祉事務所	企画経営課長
	総合福祉センター、療育支援センター、九千部学園、虹の松原学園、食肉衛生検査所	総務課長
	精神保健福祉センター	副所長
産業労働部	関西・中京事務所	副所長
	工業技術センター、窯業技術センター	総務課長
	産業技術学院	総務企画課長
農林水産部	農林事務所、農業試験研究センター、畜産試験場、家畜保健衛生所、水産振興センター、林業試験場	総務課長
	上場営農センター、果樹試験場、茶業試験場	係長
県土整備部	土木事務所、ダム管理事務所、有明海沿岸道路整備事務所	総務課長
教育委員会	県立学校	事務主任
	教育事務所	係長
	教育センター	総務課長
警察本部	警察署	会計課長

注 出納員に指定する職にある者が複数の場合は、県税事務所における場合を除き、庶務に従事する最上席の職にある者とする。

改正文(令和2年会第3777号の2)抄

令和2年4月1日から施行する。